

類型7-1) スポーツ・インテグリティ(高潔性)に問題がある場合

～暴力・暴言・体罰・いじめ

<事例>

あるスポーツ団体の代表チームの指導者が、選手に対して長期間にわたる暴力的指導を行っていたことが判明しました。

スポーツ団体として、どのように対応すべきでしょうか。また、再発を防止するために、どのようなことに留意すべきでしょうか。

◆ 対応のポイント

指導者による選手に対する暴力事件等スポーツ団体の関係者間で問題が起きた場合は、スポーツ団体として、事実関係の確認、原因の究明、当事者の処分等適切な対応を採ることが求められます。

日本のスポーツ界においては、2013年4月25日に、日本スポーツ協会(旧日本体育協会)、日本オリンピック委員会、日本障がい者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟及び日本中学校体育連盟により「暴力行為根絶宣言」⁷⁷が採択されており、各スポーツ団体においても、暴力等の不当行為の禁止を明確にする立場を表明し、倫理規程等の関連規程を整備する必要があります。

⁷⁷ 日本オリンピック委員会「『スポーツ界における暴力行為根絶宣言』について」<http://www.joc.or.jp/news/detail.html?id=2947>、日本スポーツ協会(旧日本体育協会)「『スポーツ界における暴力行為根絶宣言』について」<http://www.japan-sports.or.jp/tabid/931/Default.aspx>

◆ コンプライアンス強化のための実践案

(1) スポーツ団体としての調査 ～迅速かつ公正な調査

暴力的指導等の不祥事が起きた場合、まず、スポーツ団体として、迅速に事実関係を把握するため、不祥事を起こした本人や関係者から詳細な事情聴取を行います。

内部通報窓口等に寄せられた暴力事案等であったとしても、通報者に事情を聞くのみで終わらせることなく、不祥事を起こしたとされる本人はもちろんのこと、直接の被害者がいる場合には、当該被害者を含め、関係者にも幅広く事情を聞くことが求められます⁷⁸。また、事情聴取の内容は、後に処分を決める際等に参照されることになるため、メモ等にその詳細を記録しておく必要があります。聴取内容の正確性を確保するためには、作成した当該メモ等を事情聴取の対象者に確認してもらうことが望ましいといえる場合もあります。

さらに、スポーツ団体内部の理事等のみが調査を行うと、従来の人間関係等から、公正・中立な調査を期待できないことも考えられます。そこで、例えば、弁護士や大学教員等、スポーツ団体外の有識者が関与して調査を行うことを検討すべきでしょう。事案の内容、規模によっては、外部の有識者による第三者委員会等を構成する必要もあります⁷⁹。

調査の結果を踏まえて、不祥事が起きた原因の究明や、再発防止のための方法等を検討することも重要です。

(2) 関係者への説明

各種助成金⁸⁰を受け取っていた場合には、支給元に対して事件の内容を説明する必要があるでしょう。

受領していた助成金について、自主返納をするのか、また、返還を命じられた場合に返還

⁷⁸ JSAA-AP-2017-001 号仲裁事案(ハンドボール) <http://www.jsaa.jp/award/AP-2017-001rev.pdf>。なお、通報者や被害者が匿名を希望する場合には、その意思を尊重し、調査及びその後の処分等において配慮する必要があります。他方で、誹謗中傷や報復の目的で匿名による情報提供がなされることもあるところ、そのような情報提供については、合理的な根拠を示すよう求めることによって対応する(合理的な根拠が示されない場合には対応しないこととする)ことが考えられます。

⁷⁹ 一定の場合、選手及びその関係者は、直接所属するスポーツ団体ではなく、第三者的な立場にある団体に暴力事案等について相談することができ、相談を受けた当該団体が事実関係の調査等を行うこともあります。そのような制度の例として、日本スポーツ振興センターが設置している第三者相談・調査制度 (<https://www.jpnsport.go.jp/corp/gyoumu/tabid/517/Default.aspx>)、日本オリンピック委員会の相談窓口 (<https://www.joc.or.jp/news/detail.html>)、日本障がい者スポーツ協会の相談窓口 (<http://www.jsad.or.jp/consultation/index.html>)、日本スポーツ協会(旧日本体育協会)の相談窓口 (<http://www.japan-sports.or.jp/index/tabid/983/Default.aspx>)が挙げられます。これらの制度においては、ケースに応じて、弁護士等によって公正な調査が行われることも予定されています。

⁸⁰ 選手・指導者研さん活動助成金やオリンピック選手等強化事業助成等

をするのかについても関係者と十分に協議をする必要があります。

(3) 処分の在り方 ～弁明の機会と処分の適正

① 弁明の機会の付与

調査の結果、問題となる不祥事の社会的非難の程度や事案の性質によっては、スポーツ団体として、不祥事を起こした指導者本人に対して処分を行うこととなります。

スポーツ団体による処分は、処分の対象者にとって著しい不利益をもたらすので、本人から直接言い分を聞くため、本人に弁明の機会を与える必要があります。

この点において、スポーツ団体がその構成員である指導者等に対して懲戒処分等の不利益処分を行う際には、行政手続法等が求めるものと同等の弁明の機会を付与すること、具体的には、処分の対象となる具体的な事実の告知、及び、弁解聴取の機会の確保の2点が必要であると考えられています⁸¹。そのため、スポーツ団体は、本人が十分な弁明を行うことができるよう、弁解聴取の機会を与えるに先立ち、処分の対象となっている具体的な事実を処分の対象者である本人に告知しておくことが求められます。

② 行為と処分の均衡

また、処分を決定する上で重要なことは、問題となっている行為と処分の均衡です。不祥事の内容に比べて、過度に緩やかな、あるいは過度に厳しい処分を課すことは、処分の適正さに疑いを生じさせることになりかねません。処分を決める上でも、調査の場合と同様に、スポーツ団体外の有識者の関与を検討すべきでしょう。文部科学省「スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度の構築に関する実践調査研究協力者会議報告」⁸²の中の「スポーツ指導に暴力等に関する処分基準ガイドライン(試案)」や平成29年度スポーツ庁委託事業「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン別紙3処分手続規程」⁸³、「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン別紙6モデル処分基準(試案)」⁸⁴には、類型に分けられた処分基準が記載されています。また、日本体育協会は、平成26年7月に、「公認スポーツ指導者処分基準⁸⁵」を定め、その別表⁸⁶には、類型に分けられた処分基準を定

⁸¹ JSAA-AP-2016-006 号仲裁事案(柔道) <http://www.jsaa.jp/award/AP-2016-006.html>

⁸² http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sports/020/toushin/1343415.htm

⁸³ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_09.pdf

⁸⁴ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_12.pdf

めており、いずれも非常に参考になります。

③ 処分内容の説明等

そして、スポーツ団体が処分を課す際には、処分の対象となった者に対して、処分の具体的な対象事実、処分の内容及びその理由を直接説明します。

当事者が処分に対して不服がある場合には、処分の適法性・妥当性について、公正・中立な立場にある第三者の判断を仰ぐ機会が与えられる必要があります。処分を通知する場合には、あわせて、処分に対する不服申立てができること、そしてその手段についても説明すべきです。

(4) 再発防止策の実施

スポーツ団体内部における不祥事の発生を防ぐためには、上記「暴力行為根絶宣言」⁸⁷に基づき、常日頃から、次のような方策を講じることが大切です。

① 各スポーツ団体における倫理規定、ガイドライン等の関連規程の作成

文部科学省「スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度の構築に関する実践調査研究協力者会議報告」⁸⁸の中の「スポーツ団体処分手続モデル規程(試案)」や平成29年度スポーツ庁委託事業「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン別紙3処分手続規程」⁸⁹、「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン別紙6モデル処分基準(試案)」⁹⁰には、スポーツ団体のガバナンスの確立及び暴力行為等の根絶を目的とした処分手続規程のモデル案が記載されており、参考になります。

日本スポーツ協会(旧日本体育協会)に加盟しているスポーツ団体には、「公益財団法人日本体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」⁹¹に基づき、倫理や社会規範に関して必要な規程の整備を図ることが求められています。

⁸⁷ 日本オリンピック委員会「『スポーツ界における暴力行為根絶宣言』について」
<http://www.joc.or.jp/news/detail.html?id=2947>、日本スポーツ協会(旧日本体育協会)「『スポーツ界における暴力行為根絶宣言』について」<http://www.japan-sports.or.jp/tabid/931/Default.aspx>

⁸⁸ http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sports/020/toushin/1343415.htm

⁸⁹ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_09.pdf

⁹⁰ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_12.pdf

⁹¹ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/plan02.pdf>

② コンプライアンス委員会や倫理委員会の設置

スポーツ団体の内部において、このような問題が発生しないよう、今後の取組みを推進するコンプライアンス委員会や倫理委員会の権限を明確にし、コンプライアンス担当理事を設置するなど、責任者や担当者を明確にすることが重要です。

なお、コンプライアンス委員や倫理委員には、法律の専門家等、スポーツ団体外の第三者に関与してもらうことも検討すべきでしょう。

③ 相談窓口の設置

相談窓口を設立し、法律の専門家やカウンセラー等、スポーツ団体外の第三者に関与してもらうことも検討すべきでしょう。

日本スポーツ振興センターの第三者相談・調査制度⁹²、日本オリンピック委員会の相談窓口⁹³、日本障がい者スポーツ協会の相談窓口⁹⁴、日本スポーツ協会（旧日本体育協会）の相談窓口⁹⁵のほかにも、既に数多くのスポーツ団体が暴力等に関する相談窓口を設置しており⁹⁶、参考になります。

④ 関係者に対するコンプライアンス教育啓発活動

スポーツ団体の役職員やコーチ、監督等指導者らを対象とした定期的な研修会等の実施や、パンフレット等の情報資料の配布等が考えられます。

また、処分事案が発生した場合、処分の対象者や被害者のプライバシーに配慮する必要があるものの、その事実関係や処分内容を指導者等のスポーツ団体の構成員と共有することも、不祥事案の発生を抑制することに寄与するものと考えられます。なお、非公開ではなく、そのような周知が事後的に想定されることによって、処分を下す側であるスポーツ団体としても、過去の処分事案との均衡等に配慮するなど、より慎重な判断を求められることとなり、処分内容の公正も促されることになるといえます。

⁹² <https://www.jpnsport.go.jp/corp/gyoumu/tabid/517/Default.aspx>

⁹³ <https://www.joc.or.jp/news/detail.html>

⁹⁴ <http://www.jsad.or.jp/consultation/index.html>

⁹⁵ <http://www.japan-sports.or.jp/index/tabid/983/Default.aspx>

⁹⁶ 日本サッカー協会の「暴力等根絶相談窓口」：http://www.jfa.jp/violence_eradication/
日本バレーボール協会の「体罰・暴力の相談窓口」：<https://www.jva.or.jp/>

(5) 広報 ～社会からの信頼回復

スポーツ団体は、暴力的指導という不祥事に関する社会からの信頼回復のため、対外的な広報を行う必要があります。処分内容、不祥事が起きた原因と、それを踏まえての再発防止策、スポーツ団体としての謝罪の表明等を広報することが考えられます。

事実関係を公表する場合には、処分の対象者や被害者のプライバシーに十分に配慮する必要があります。また、刑事事件に発展し、捜査が進行中の場合には、捜査機関から、情報を公開しないように求められる場合もあるでしょう。

さらに、不祥事発生後一定期間を経た後での、再発防止策の達成状況を検討し、対外的に情報公開を行うことも重要です。

◆ (参考) 処分基準(スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン 別紙6 モデル処分基準⁹⁷⁾)

I 暴力・体罰・いじめ・パワハラ・セクハラ等

1. 暴力

【標準例】

指導者又は他の競技者が、特定の競技者(被害者)に対し、暴行を振るった。

- (1) 被害者が傷害に至らず暴行に止まった場合には、有期の登録資格停止[中期: 1か月以上6か月以下]とする。
- (2) 被害者が全治1か月未満の傷害を負った場合には、有期の登録資格停止[長期: 6か月以上]とする。
- (3) 被害者が1か月を超える傷害を負った場合、死亡するに至った場合、重大な後遺障害が残る傷害を負った場合又は刑事処分がされた場合には、無期の登録資格停止又は登録資格剥奪とする。

<加重・軽減要素の例>

○加重要素(処分内容を重くする)

加害者が指導者の場合、加害者が複数の場合、怪我の程度が重度な場合、傷害により選手生命が短縮された場合、退部・転校・不登校など被害者の日常生活に大きな影響を与えた場合、複数回又は継続的に行われていた場合等

○軽減要素(処分内容を軽減する)

真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退学など他で制裁を受けている場合等

⁹⁷ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_12.pdf

2. 指導者による暴言等

【標準例】

指導者が、特定の競技者(被害者)に対し、人格を否定するような発言・侮辱等(以下「暴言等」)を行った。

- (1) 被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させるまでに至らなかった場合、戒告又はけん責とする。
- (2) 暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、かつ被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させた場合、有期の登録資格停止[中・長期:6か月以上1年以下]とする。
- (3) 暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者の競技活動に支障が生じた場合、有期の登録資格停止[長期:1年以上]とする。
- (4) 暴言等を繰り返し、①退部など当該競技活動の中止に至らせた場合、②死に至らしめた場合、③被害者の心身に重大な障害を与えた場合又は④刑事処分をされた場合、登録資格剥奪とする。

<加重・軽減要素の例>

○加重要素

加害者が多数いる場合、用いられた暴言内容や暴力の程度が重い場合、暴言等を行った期間が長い場合や回数が多い場合、被害者が未成年の場合等。なお、指導者と競技者が共同して行った場合は指導者の方が重い。

○軽減要素

真摯に反省している、示談の成立、解雇・退学など他で制裁を受けている場合等

【本標準例を準用しうる類似事案】

指導者が、特定の競技者を無視したり、正当な理由なく練習にさせないなど、指導者による嫌がらせ行為

3. 先輩後輩間における暴言等

【標準例】

先輩競技者が、特定の競技者(被害者)に対し、暴言等を行った。

- (1) 被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させるまでに至らなかった場合、戒告又はけん責とする。
- (2) 暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、かつ被害者及びその周囲の者の競技活動環境を悪化させた場合、有期の登録資格停止[中・長期:6か月以上1年以下]とする。
- (3) 暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者の競技活動に支障が生じた場合、有期の登録資格停止[長期:1年以上]とする。
- (4) 暴言等を繰り返し、①退部など当該競技活動の中止に至らせた場合、②死に至らしめた場合、③被害者の心身に重大な障害を与えた場合又は④刑事処分をされた場合、無期の登録資格停止又は登録資格剥奪とする。

<加重・軽減要素の例>

○加重要素

先輩後輩関係など上下関係に基づいて行われた場合、加害者が多数いる場合、用いられた暴言内容や暴力の程度が重い場合、暴言等を行った期間が長い場合や回数が多い場合等

○軽減要素

真摯に反省している、示談の成立、解雇・退学などなど他で制裁を受けている場合等

【本標準例を準用しうる類似事案】

チーム内でのいじめ行為

◆ スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン参照部分

- ・ 37 ページ 「1 コンプライアンス強化全般に関するガイドライン (2) 法令遵守」⁹⁸
- ・ 41 ページ 「1 コンプライアンス強化全般に関するガイドライン (4) NF 組織運営におけるフェアプレーガイドラインの遵守」⁹⁹
- ・ 45 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (1) コンプライアンス推進組織の設置」¹⁰⁰
- ・ 63 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (2) 司法機関(懲罰制度、紛争解決制度)の構築」¹⁰¹
- ・ 121 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (3) 危機管理体制・不祥事対応体制の構築」¹⁰²
- ・ 129 ページ 「3 コンプライアンス強化のための教育に関するガイドライン (1) スポーツ団体役員向け[組織マネジメント]のコンプライアンス教育の実施」¹⁰³
- ・ 143 ページ 「3 コンプライアンス強化のための教育に関するガイドライン (2) 選手・指導者向け[フィールドマネジメント]のコンプライアンス教育の実施」¹⁰⁴

◆ NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン参照部分

- ・ 125 ページ 「5 NF の懲罰、紛争解決に関するフェアプレーガイドライン (1) 懲罰制度、紛争解決制度の構築」¹⁰⁵
- ・ 172 ページ 「7 NF のインテグリティ(高潔性)に関するフェアプレーガイドライン (4)

⁹⁸ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_04.pdf

⁹⁹ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_04.pdf

¹⁰⁰ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf

¹⁰¹ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf

¹⁰² http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf

¹⁰³ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_06.pdf

¹⁰⁴ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_06.pdf

¹⁰⁵ http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_08.pdf

暴力の根絶、セクハラ・パワハラ¹⁰⁶の禁止」

- ・ 185 ページ 「8 NF の危機管理に関するフェアプレーガイドライン（2）不祥事発生時の対応」¹⁰⁷

¹⁰⁶ http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_10.pdf

¹⁰⁷ http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_11.pdf

類型7-2) スポーツ・インテグリティ(高潔性)に問題がある場合

～パワハラ・セクハラ

<事例>

ある学校の部活動の指導者が、女子選手に性的な発言をするなどのセクハラ行為を繰り返している旨の通報が相談窓口を通じて寄せられました。

また、異なる学校の部活動の指導者が、男子選手に「馬鹿」「阿呆」といった言葉を用いてパワハラ的な指導を行っている旨の通報が相談窓口を通じて寄せられました。

スポーツ団体として、それぞれどのように対応すべきでしょうか。また、再発を防止するために、どのようなことに留意すべきでしょうか。

◆ 対応のポイント

指導者の選手に対するハラスメントが報告された場合、スポーツ団体としては、事実関係の確認、当事者の処分等適切な対応を採ることが求められます。

日本のスポーツ界においては、2013年4月25日に、日本スポーツ協会(旧日本体育協会)、日本オリンピック委員会、日本障がい者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟及び日本中学校体育連盟により「暴力行為根絶宣言」¹⁰⁸が採択されており、その中ではハラスメントも広い意味で暴力行為と同様と捉えられているため、各スポーツ団体においては、ハラスメントの禁止を明確にする立場を表明し、関連規程の整備を実施する必要があります。

¹⁰⁸ 日本オリンピック委員会「『スポーツ界における暴力行為根絶宣言』について」<http://www.joc.or.jp/news/detail.html?id=2947>、日本スポーツ協会(旧日本体育協会)「『スポーツ界における暴力行為根絶宣言』について」<http://www.japan-sports.or.jp/tabid/931/Default.aspx>

◆ コンプライアンス強化のための実践案

(1) スポーツ団体としての調査 ～迅速かつ公正な調査

セクハラやパワハラといったハラスメント事案が発生した場合、まず、スポーツ団体としては、迅速に事実関係を把握するため、当事者等から詳細な事情聴取を行います。

内部通報窓口等に寄せられたハラスメント事案であったとしても、通報者に事情を聞くのみで終わらせることなく、ハラスメントを行ったとされる者はもちろんのこと、ハラスメントを受けたとされる者を含め、関係者にも幅広く事情を聞くことが求められます¹⁰⁹。また、事情聴取の内容は、後に処分を決める際等に参照されることになるため、メモ等にその詳細を記録しておく必要があります。聴取内容の正確性を確保するためには、作成した当該メモ等を事情聴取の対象者に確認してもらうことが望ましいといえる場合もあります。

さらに、スポーツ団体内部の理事等のみが調査を行うと、従来の人間関係等から、公正・中立な調査を期待できないことも考えられます。そこで、例えば、弁護士や大学教員等、スポーツ団体外の有識者が関与して調査を行うことを検討すべきでしょう。事案の内容、規模によっては、外部の有識者による第三者委員会等を構成する必要もあります¹¹⁰。

調査の結果を踏まえて、不祥事が起きた原因の究明や、再発防止のための方法等を検討することも重要です。

なお、ある行為がセクハラ又はパワハラに該当するか否かを判断することが難しいケースも存在しますが、一般的にはそれぞれ以下のような行為であると考えられています。

① セクシャルハラスメント

セクシャルハラスメントは、性的な言動であって、当該言動に対する選手の対応によって当

¹⁰⁹ JSAA-AP-2017-001 号仲裁事案(ハンドボール)参照：<http://www.jsaa.jp/award/AP-2017-001rev.pdf>。なお、通報者や被害者が匿名を希望する場合には、その意思を尊重し、調査及びその後の処分等において配慮する必要があります。他方で、誹謗中傷や報復の目的で匿名による情報提供がなされることもあるところ、そのような情報提供については、合理的な根拠を示すよう求めることによって対応する(合理的な根拠が示されない場合には対応しないこととする)ことが考えられます。

¹¹⁰ 一定の場合、選手及びその関係者は、直接所属するスポーツ団体ではなく、第三者的な立場にある団体にハラスメント事案等について相談することができ、相談を受けた当該団体が事実関係の調査等を行うこともあります。そのような制度の例として、日本スポーツ振興センターが設置している第三者相談・調査制度(<https://www.jpnsport.go.jp/corp/gyoumu/tabid/517/Default.aspx>)、日本オリンピック委員会の相談窓口(<https://www.joc.or.jp/news/detail.html>)、日本障がい者スポーツ協会の相談窓口(<http://www.jsad.or.jp/consultation/index.html>)、日本スポーツ協会(旧日本体育協会)の相談窓口(<http://www.japan-sports.or.jp/index/tabid/983/Default.aspx>)が挙げられます。これらの制度においては、ケースに応じて、弁護士等によって公正な調査が行われることも予定されています。

該選手が競技活動をする上での一定の不利益を与え(対価型)、又は、その競技環境を悪化(環境型)させる行為をいいます¹¹¹。セクシャルハラスメントには、同性に対するものも含まれます。

ここにいう「性的な言動」には、性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布すること、性的な関係を強要すること、必要なく身体に触ること、わいせつな図画を配布すること等が含まれます。

対価型セクシャルハラスメントは、選手の意に反する性的な言動が行われ、それに対して拒否・抵抗などをしたことで、選手が競技大会のメンバーに選考されない、試合に出られないといった不利益を受ける類型のセクシャルハラスメントです。例えば、指導者が選手に対して性的な関係を要求したが、拒否されたため、その選手を試合に出場させないというケースがそれに当たります。

環境型セクシャルハラスメントは、選手の意に反する性的な言動により選手の競技環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど選手が競技を行う上で見過ごすことができない程度の支障が生じる類型のセクシャルハラスメントです。例えば、指導者が選手の腰、胸などにたびたび触ったため、選手が苦痛に感じてその競技意欲が低下したというケースがそれに当たります。

セクシャルハラスメントの状況は多様であり、判断に当たり個別の状況を斟酌する必要があります。また、「選手の意に反する性的な言動」や「競技環境が不快なものとなった」という点の判断に当たっては、選手の主観を重視しつつも、一定の客観性も必要であると考えられます。

② パワーハラスメント

パワーハラスメントは、同じ組織(スポーツ団体、チーム等)で競技活動をする者に対して、職務上の地位や人間関係などの組織内の優位性を背景に、指導の適正な範囲を超えて、精神的・身体的な苦痛を与える、又は、その競技環境を悪化させる行為をいいます¹¹²。パワーハラスメントには、指導者から選手に対するもののみならず、先輩・後輩間、チームメイト間に

¹¹¹ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 11 条において、事業主に対するセクシュアル・ハラスメント対策義務が定められているところ、厚生労働省は、「事業主の皆さん 職場のセクシュアル・ハラスメント対策はあなたの義務です！」と題するリーフレットを公表し、その具体的対策を分かりやすく説明しています(http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/danjokintou/dl/120120_01.pdf)。同リーフレットにおいて、職場におけるセクシュアル・ハラスメントは、「職場における性的な言動に対する他の従業員の対応等により当該従業員の労働条件に関して不利益を与えること、又は性的な言動により他の従業員の就業環境を害することをいう。」と定義されています。

¹¹² 厚生労働省が公表している「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告」(平成 24 年 1 月 30 日)(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000021hkd.html>)によれば、職場のパワーハラスメントは、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。」と定義されています。

おけるそれも含まれます。

パワーハラスメントの行為類型としては、①身体的な攻撃(暴行・傷害)、②精神的な攻撃(脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言)、③人間関係からの切り離し(隔離・仲間外し・無視)、④過大な要求(競技上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、競技の妨害)、⑤過小な要求(競技上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い練習を命じることや練習をさせないこと)、⑥個の侵害(私的なことに過度に立ち入ること)が挙げられます。

パワーハラスメントの状況も多様であり、判断に当たり個別の状況を斟酌する必要があります。「指導の適正な範囲を超えて」いるか否かの判断に当たっては、社会通念に照らして客観的な見地から、通常人が許容し得る範囲を逸脱しているかどうかについて検討する必要がありますと考えられます。

(2) 関係者への説明

各種助成金¹¹³を受け取っていた場合には、支給元に対して事件の内容を説明する必要が生じるでしょう。

受領していた助成金について、自主返納をするのか、また、返還を命じられた場合に返還をするのかについても関係者と十分に協議をする必要があります。

(3) 処分の在り方 ～弁明の機会と処分の適正

調査の結果、問題となる不祥事の社会的非難の程度や事案の性質によっては、スポーツ団体として、不祥事を起こした指導者等に対して処分を行うこととなります。

スポーツ団体による処分は、処分の対象者にとって著しい不利益をもたらすので、本人から直接言い分を聞いた上で、本人に弁明の機会を与える必要があります。

この点において、スポーツ団体がその構成員である指導者等に対して懲戒処分等の不利益処分を行う際には、行政手続法等が求めるものと同等の弁明の機会を付与すること、具体的には、処分の対象となる具体的な事実の告知、及び、弁解聴取の機会の確保の2点が必要であると考えられています¹¹⁴。そのため、スポーツ団体は、本人が十分な弁明を行うことができるよう、弁解聴取の機会を与えるに先立ち、処分の対象となっている具体的な事実を処分の対象者である本人に告知しておくことが求められます。

また、処分を決定する上で重要なことは、問題となっている行為と処分の均衡です。不祥

¹¹³ 選手・指導者研さん活動助成金やオリンピック選手等強化事業助成等

¹¹⁴ JSAA-AP-2016-006 号仲裁事案(柔道)参照：<http://www.jsaa.jp/award/AP-2016-006.html>

事の内容に比べて、過度に緩やかな、あるいは過度に厳しい処分を課すことは、処分の適正さに疑いを生じさせることになりかねません。処分を決める上でも、調査の場合と同様に、スポーツ団体外の有識者の関与を検討すべきでしょう。文部科学省「スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度の構築に関する実践調査研究協力者会議報告」¹¹⁵の中の「スポーツ指導に暴力等に関する処分基準ガイドライン(試案)」や平成29年度スポーツ庁委託事業「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン別紙3処分手続規程」¹¹⁶、「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン別紙6モデル処分基準(試案)」¹¹⁷には、類型に分けられた処分基準が記載されています。また、日本スポーツ協会(旧日本体育協会)「公認スポーツ指導者処分基準」¹¹⁸の別表¹¹⁹には、類型に分けられた処分基準を定めており、いずれも非常に参考になります。

そして、スポーツ団体が処分を課す際には、処分の対象となった者に対して、処分の具体的な対象事実、処分の内容及びその理由を直接説明します。

当事者が処分に対して不服がある場合には、処分の適法性・妥当性について、公正・中立な立場にある第三者の判断を仰ぐ機会が与えられる必要があります。処分を通知する場合には、あわせて、処分に対する不服申立てができること、そしてその手段についても説明すべきです。

(4) 再発防止策の実施

スポーツ団体において不祥事の発生を防ぐためには、上記「暴力行為根絶宣言」¹²⁰に基づき、常日頃から、次のような方策を講じることが大切です。

① 各スポーツ団体における関連規程の作成

文部科学省「スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度の構築に関する実践調査研究協力者会議報告」を¹²¹の中の「スポーツ団体処分手続モデル規程(試案)」

¹¹⁵ http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sports/020/toushin/1343415.htm

¹¹⁶ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_09.pdf

¹¹⁷ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_12.pdf

¹¹⁸ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/shobunkijyun.pdf>

¹¹⁹ http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/shobunkijyun_bepyou.pdf

¹²⁰ 日本オリンピック委員会「『スポーツ界における暴力行為根絶宣言』について」<http://www.joc.or.jp/news/detail.html?id=2947>、日本スポーツ協会(旧日本体育協会)「『スポーツ界における暴力行為根絶宣言』について」<http://www.japan-sports.or.jp/tabid/931/Default.aspx>

¹²¹ http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sports/020/toushin/1343415.htm

や平成 29 年度スポーツ庁委託事業「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン別紙3処分手続規程」¹²²、「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン別紙6モデル処分基準(試案)」¹²³には、スポーツ団体のガバナンスの確立及びハラスメント等の根絶を目的とした処分手続規程のモデル案が記載されており、参考になります。

日本スポーツ協会(旧日本体育協会)に加盟しているスポーツ団体には、「公益財団法人日本体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」¹²⁴に基づき、倫理や社会規範に関して必要な規程の整備を図ることが求められています。

日本バレーボール協会は、「指導における倫理ガイドライン」¹²⁵を定め、特にセクハラの禁止を明確にする立場を表明するとともに、「技術指導や体調管理などの目的で選手の身体に触れるときは、選手本人の了解を得るとともに、できる限り着衣の上から触れ、また第三者の同席を求めるなどして、誤解を与えることがないよう配慮する」といった具体的な規定を置いており、参考になります。

② コンプライアンス委員会や倫理委員会の設置

スポーツ団体の内部において、このような問題が発生しないよう、今後の取組みを推進するコンプライアンス委員会や倫理委員会の権限を明確にし、コンプライアンス担当理事を設置するなど、責任者や担当者を明確にすることが重要です。

なお、コンプライアンス委員や倫理委員には、法律の専門家等、スポーツ団体外の第三者に関与してもらうことも検討すべきでしょう。

③ 相談窓口の設置

相談窓口を設立し、法律の専門家やカウンセラー等、スポーツ団体外の第三者に関与してもらうことも検討すべきでしょう。

日本スポーツ振興センターの第三者相談・調査制度¹²⁶、日本オリンピック委員会の通報相談窓口¹²⁷、日本障がい者スポーツ協会の相談窓口¹²⁸、日本スポーツ協会(旧日本体育協会)の相談窓口¹²⁹のほかにも、既に数多くのスポーツ団体が暴力等に関する相談窓口を設置し

¹²² http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_09.pdf

¹²³ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_12.pdf

¹²⁴ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/plan02.pdf>

¹²⁵ https://www.jva.or.jp/jva/pdf/teikan/coach_ethic_regulation.pdf

¹²⁶ <https://www.jpnsport.go.jp/corp/gyoumu/tabid/517/Default.aspx>

¹²⁷ <https://www.joc.or.jp/news/detail.html>

¹²⁸ <http://www.jsad.or.jp/consultation/index.html>

¹²⁹ <http://www.japan-sports.or.jp/index/tabid/983/Default.aspx>

ており¹³⁰、参考になります。

④ 関係者に対するコンプライアンス教育啓発活動

スポーツ団体の役職員やコーチ、監督等指導者らを対象とした定期的な研修会等の実施や、パンフレット等の情報資料の配布等が考えられます。

また、処分事案が発生した場合、処分の対象者や被害者のプライバシーに配慮する必要があるものの、その事実関係や処分内容を指導者等のスポーツ団体の構成員と共有することも、不祥事事案の発生を抑制することに寄与するものと考えられます。なお、非公開ではなく、そのような周知が事後的に想定されることによって、処分を下す側であるスポーツ団体としても、過去の処分事案との均衡等に配慮するなど、より慎重な判断を求められることとなり、処分内容の公正も促されることになるといえます。

(5) 広報 ～社会からの信頼回復

スポーツ団体は、ハラスメントという不祥事に関する社会からの信頼回復のため、対外的な広報を行う必要がある場合があります。その場合、処分内容、不祥事が起きた原因と、それを踏まえての再発防止策、スポーツ団体としての謝罪の表明等を広報することが考えられます。

事実関係を公表する場合には、処分の対象者や被害者のプライバシーに十分に配慮する必要があります。また、刑事事件に発展し、捜査が進行中の場合には、捜査機関から、情報を公開しないように求められる場合もあるでしょう。

さらに、不祥事発生後一定期間を経た後での、再発防止策の達成状況を検討し、対外的に情報公開を行うことも重要です。

¹³⁰ 日本サッカー協会の「暴力等根絶相談窓口」：http://www.jfa.jp/violence_eradication/
日本バレーボール協会の「体罰・暴力の相談窓口」：<https://www.jva.or.jp/>

◆ (参考) 処分基準(スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドラ

イン 別紙6 モデル処分基準¹³¹⁾

I 暴力・体罰・いじめ・パワハラ・セクハラ等

1. 暴力

【標準例】

指導者又は他の競技者が、特定の競技者(被害者)に対し、暴行を振るった。

- (1) 被害者が傷害に至らず暴行に止まった場合には、有期の登録資格停止[中期: 1か月以上6か月以下]とする。
- (2) 被害者が全治1か月未満の傷害を負った場合には、有期の登録資格停止[長期: 6か月以上]とする。
- (3) 被害者が1か月を超える傷害を負った場合、死亡するに至った場合、重大な後遺障害が残る傷害を負った場合又は刑事処分がされた場合には、無期の登録資格停止又は登録資格剥奪とする。

<加重・軽減要素の例>

○加重要素(処分内容を重くする)

加害者が指導者の場合、加害者が複数の場合、怪我の程度が重度な場合、傷害により選手生命が短縮された場合、退部・転校・不登校など被害者の日常生活に大きな影響を与えた場合、複数回又は継続的に行われていた場合等

○軽減要素(処分内容を軽減する)

真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退学など他で制裁を受けている場合等

¹³¹ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_12.pdf

2. 指導者による暴言等

【標準例】

指導者が、特定の競技者(被害者)に対し、人格を否定するような発言・侮辱等(以下「暴言等」)を行った。

- (1) 被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させるまでに至らなかった場合、戒告又はけん責とする。
- (2) 暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、かつ被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させた場合、有期の登録資格停止[中・長期:6か月以上1年以下]とする。
- (3) 暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者の競技活動に支障が生じた場合、有期の登録資格停止[長期:1年以上]とする。
- (4) 暴言等を繰り返し、①退部など当該競技活動の中止に至らせた場合、②死に至らしめた場合、③被害者の心身に重大な障害を与えた場合又は④刑事処分をされた場合、登録資格剥奪とする。

<加重・軽減要素の例>

○加重要素

加害者が多数いる場合、用いられた暴言内容や暴力の程度が重い場合、暴言等を行った期間が長い場合や回数が多い場合、被害者が未成年の場合等。なお、指導者と競技者が共同して行った場合は指導者の方が重い。

○軽減要素

真摯に反省している、示談の成立、解雇・退学など他で制裁を受けている場合等

【本標準例を準用しうる類似事案】

指導者が、特定の競技者を無視したり、正当な理由なく練習にさせないなど、指導者による嫌がらせ行為

3. 先輩後輩間における暴言等

【標準例】

先輩競技者が、特定の競技者(被害者)に対し、暴言等を行った。

- (1) 被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させるまでに至らなかった場合、戒告又はけん責とする。
- (2) 暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、かつ被害者及びその周囲の者の競技活動環境を悪化させた場合、有期の登録資格停止[中・長期:6か月以上1年以下]とする。
- (3) 暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者の競技活動に支障が生じた場合、有期の登録資格停止[長期:1年以上]とする。
- (4) 暴言等を繰り返し、①退部など当該競技活動の中止に至らせた場合、②死に至らしめた場合、③被害者の心身に重大な障害を与えた場合又は④刑事処分をされた場合、無期の登録資格停止又は登録資格剥奪とする。

<加重・軽減要素の例>

○加重要素

先輩後輩関係など上下関係に基づいて行われた場合、加害者が多数いる場合、用いられた暴言内容や暴力の程度が重い場合、暴言等を行った期間が長い場合や回数が多い場合等

○軽減要素

真摯に反省している、示談の成立、解雇・退学などなど他で制裁を受けている場合等

【本標準例を準用しうる類似事案】

チーム内でのいじめ行為

4. 身体的接触を含むわいせつ行為

【標準例】

指導者又は他の競技者が、特定の競技者（被害者）の意に反して、身体的な接触を含むわいせつ行為を行った。

- (1) 被害者は強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させるまでに至らなかった場合、有期の登録資格停止[短・中期:1か月以上6か月以下]とする。
- (2) わいせつ行為を繰り返し、被害者が強い嫌悪感等の苦痛を感じ、かつ被害者及びその周囲の者の競技活動環境を悪化させた場合、①指導者は有期の登録資格停止[長期:6か月以上]、②競技者は有期の登録資格停止[中・長期:6か月以上1年以下]とするとする。
- (3) わいせつ行為を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者の競技活動に支障が生じた場合、①指導者は有期の登録資格停止[長期:1年以上]、②競技者は有期の登録資格停止[長期:1年以上]又は無期の登録資格停止とする。
- (4) わいせつ行為を繰り返し、①退部など当該競技活動の中止に至らせた場合、②死に至らしめた場合、③被害者の心身に重大な障害を与えた場合又は④刑事処分をされた場合、①指導者は登録資格剥奪、②競技者は無期の登録資格停止又は登録資格剥奪とする。

<加重・軽減要素の例>

○加重要素

加害者が多数いる場合、暴言や暴力など他の違反行為も併せて行った場合、被害者が未成年である場合、わいせつ行為を行った期間が長い場合や回数が多い場合等

○軽減要素

真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退学など他で制裁を受けている場合等

5. 身体接触のないわいせつな言辞等の性的な言動

【標準例】

指導者又は他の競技者が、特定の競技者(被害者)の意に反して、わいせつな言辞、性的な内容の電話・手紙・電子メールの送付、つきまとい等の性的な言動(以下「性的言動」という)を行った。

- (1) 被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させるまでに至らなかった場合、有期の登録資格停止[短・中期:1か月以上3か月以下]とする。
- (2) 性的言動を繰り返し、被害者が強い嫌悪感等の苦痛を感じ、かつ被害者及びその周囲の者の競技活動環境を悪化させた場合、①指導者は有期の登録資格停止[中・長期:3か月以上]、②競技者は有期の登録資格停止[中・長期:3か月以上1年以下]とする。
- (3) 性的言動を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者の競技活動に支障が生じた場合、①指導者は有期の登録資格停止[長期:1年以上]、②競技者は有期の登録資格停止[長期:1年以上]又は無期の登録資格停止とする。
- (4) 性的言動を繰り返し、①退部など当該競技活動の中止に至らせた場合、②死に至らしめた場合、③被害者の心身に重大な障害を与えた場合又は④刑事処分をされた場合、①指導者は登録資格剥奪、②競技者は無期の登録資格停止又は登録資格剥奪とする。

<加重・軽減要素の例>

○加重要素

加害者が多数いる場合、暴言や暴力など他の違反行為も併せて行った場合、被害者が未成年である場合、性的言動を行った期間が長い場合や回数が多い場合等

○軽減要素

真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退学など他で制裁を受けている場合等

6. 不合理な指導

【標準例】

指導者又は競技者が、特定の競技者(被害者)に対し、競技力の向上とは明らかに無関係な、いわゆる「しごき」や「かわいがり」、罰としての特訓など不合理な指導(以下「不合理な指導」という。)を行った。

- (1) 被害者の競技活動に支障が生じるまでに至らなかった場合、戒告又はけん責とする。
- (2) 不合理な指導を繰り返し、被害者の心身を傷害(全治2週間程度まで)した場合、有期の登録資格停止[短・中期:1か月以上3か月以下]とする。
- (3) 不合理な指導を繰り返し、被害者の心身を傷害(全治2週間以上のもの)した場合、有期の登録資格停止[傷害の程度により、中・長期3か月以上1年以下]とする。
- (4) 不合理な指導を繰り返し、①退部など競技活動の中止に至らせた場合、②死に至らしめた場合、③被害者の心身に重大な傷害を与えた場合又は④刑事処分をされた場合、登録資格剥奪とする。

<加重・軽減要素の例>

○加重要素

不合理な指導であること知っていながら不合理な指導を行った場合、加害者が多数いる場合、傷害や後遺障害の程度が重度であれば重くなる、

不合理な指導を行った期間が長い場合、選手生命が短縮された場合、等。なお、指導者と競技者が共同して行った場合は指導者の方が重い。

○軽減要素

真摯に反省している場合、示談の成立等

◆ スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン参照部分

- ・ 37 ページ 「1 コンプライアンス強化全般に関するガイドライン (2) 法令遵守」¹³²
- ・ 41 ページ 「1 コンプライアンス強化全般に関するガイドライン (4) NF 組織運営におけるフェアプレーガイドラインの遵守」¹³³
- ・ 45 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (1) コンプライアンス推進組織の設置」¹³⁴
- ・ 63 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (2) 司法機関(懲罰制度、紛争解決制度)の構築」¹³⁵
- ・ 121 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (3) 危機管理体制・不祥事対応体制の構築」¹³⁶
- ・ 129 ページ 「3 コンプライアンス強化のための教育に関するガイドライン (1) スポーツ団体役員向け[組織マネジメント]のコンプライアンス教育の実施」¹³⁷
- ・ 143 ページ 「3 コンプライアンス強化のための教育に関するガイドライン (2) 選手・指導者向け[フィールドマネジメント]のコンプライアンス教育の実施」¹³⁸

◆ NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン参照部分

- ・ 125 ページ 「5 NF の懲罰、紛争解決に関するフェアプレーガイドライン (1) 懲罰制度、紛争解決制度の構築」¹³⁹
- ・ 172 ページ 「7 NF のインテグリティ(高潔性)に関するフェアプレーガイドライン (4)

¹³² http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_04.pdf

¹³³ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_04.pdf

¹³⁴ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf

¹³⁵ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf

¹³⁶ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf

¹³⁷ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_06.pdf

¹³⁸ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_06.pdf

¹³⁹ http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_08.pdf

暴力の根絶、セクハラ・パワハラ¹⁴⁰の禁止」¹⁴⁰

- ・ 185 ページ 「8 NF の危機管理に関するフェアプレーガイドライン（2）不祥事発生時の対応」¹⁴¹

¹⁴⁰ http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_10.pdf

¹⁴¹ http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_11.pdf

類型7-3) スポーツ・インテグリティ(高潔性)に問題がある場合

～ヘイトスピーチ・侮辱等

<事例>

ある国際大会において、日本の選手を応援する観客が、旭日旗を振って応援し、相手国の関係者からクレームを受けていることが判明しました。

また、ある国内大会において、一方のチームを応援する観客が、相手チームに所属する外国人選手に対し、「〇〇人は祖国へ帰れ！」といった暴言を浴びせていたことが判明しました。

スポーツ団体として、それぞれどのように対応すべきでしょうか。また、再発を防止するために、どのようなことに留意すべきでしょうか。

◆ 対応のポイント

観客が政治的表現や差別的表現を行ったことによって問題が生じた場合、スポーツ団体としては、事実関係を調査した上で、観客に対する注意等の適切な対応を採る必要があるでしょう。

国際大会においては、政治的表現あるいは政治的表現と受け取られる表現によって、相手国の関係者を侮辱、差別したなどとして、国際競技団体や国際大会の主催者からスポーツ団体自体が制裁を受ける可能性があります。また、特定の国の出身者や人種を差別する言動についても、同様の制裁を受ける可能性があるため、注意が必要です。

他方、国内大会の主催者としては、快適な競技環境を確保する観点から、試合中の観客による政治的表現や差別的表現は禁止されることを明らかにし、当該禁止事項に違反した観客を処分することができる旨を定める関連規程を策定することをまずは検討すべきでしょう。

◆ コンプライアンス強化のための実践案

(1) 事実関係の調査及び処分に関する対応

国際競技団体や国際大会の主催者は、その倫理規程や大会参加規約において、人種、国籍、性別、宗教、政治的意見、性的嗜好等に関して、他人を侮辱、差別、誹謗中傷する等の観客の行為について、当該観客がサポートするチームや当該チームが所属するスポーツ団体に対して制裁を科することができる旨を規定していることがあります¹⁴²。そのような規定を根拠として、スポーツ団体が制裁処分を科された場合、まずは迅速に事実関係を把握するため、当該観客を含む関係者から事情聴取を行う必要があるでしょう。その結果、制裁の対象となった事実関係に誤りがある場合等には、関連するルールに従い、当該制裁処分を争うことも検討することになります。

他方、国内大会を主催する立場として、選手を不当な差別等から守るために、試合中の観客による政治的表現や差別的表現を禁止し、当該禁止事項に違反した観客を処分（退場命令や後に試合への入場拒否等の処分）することができる旨を定める関連規程を有するスポーツ団体があります¹⁴³。そのような関連規程があり、観客による差別的表現がなされたという事案が発生した場合、当該スポーツ団体は、事実関係を適切に調査した上で、当該観客の処分を検討することになります。処分を行うに際し、処分対象者に対して弁明の機会を与えるべきであることは、選手に対する処分事例と同様です。なお、観客に対する処分を基礎付ける関連規程がない場合には、そもそもそのような処分を行うことができませんので、まずは関連規程の整備を行う必要があります（また、チケットを購入する際などに、規約に同意させるなどして、観客が当該関連規程に服する旨を明らかにしておく必要があります。）。

なお、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的関心を集めていたことを受けて、外国人に対する差別的言動の解消を目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の促進に関する法律」が施行されています¹⁴⁴¹⁴⁵¹⁴⁶。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、外国人の

¹⁴² アジアサッカー連盟の Disciplinary and Ethics Code 58 条及び 65 条参照：

<http://res.cloudinary.com/deltatreafcpod/image/upload/ayornkwi7ta8dublkp2y.pdf>

¹⁴³ 日本サッカー協会の試合運営管理規程：<http://www.jfa.jp/documents/rules/>

¹⁴⁴ 法務省によると、ヘイトスピーチに明確な定義はないものの、例えば、特定の国の出身者について一律に「日本から叩き出せ」、「殺せ」「祖国へ帰れ」など言うことは、ヘイトスピーチに当たるとされています

(http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html)。

¹⁴⁵ 同法を受けて、地方公共団体においても、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例

(<http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000339042.html>) や川崎市のヘイトスピーチ事前規制ガイドライン

(<http://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/250/0000088441.html>) が制定されています。

¹⁴⁶ なお、人種や国籍で差別するヘイトスピーチについては、刑事において、侮辱罪や業務妨害罪に該当する場

方々と交流する機会は今後益々増加することが予想されるため、スポーツ団体としても、看過できない問題として、この問題に取り組む必要があるといえます。

(2) 再発防止策の実施

事実関係の調査を踏まえて、当該事案が発生した原因の究明や、再発防止のための方法等を検討することが重要です。また、スポーツ団体において不祥事の発生を防ぐためには、次のような方策を講じることも大切です。

① 各スポーツ団体における関連規程の作成

関連規程がなければ、取り締まるべき観客の差別行為等があった場合に、スポーツ団体として適切な対応ができないということになってしまいます。そこで、上述のように、国内大会の主催者として、スポーツ団体は、快適な競技環境を確保する観点から、試合中の観客による政治的表現や差別的表現は禁止されることを明らかにし、当該禁止事項に違反した観客を処分することができる旨を定める関連規程を策定することが必要でしょう。この点において、日本サッカー協会や日本ラグビーフットボール協会の関連規程が参考になります¹⁴⁷。

② コンプライアンス委員会や倫理委員会の設置

スポーツ団体の内部において、このような問題が発生しないよう、今後の取組みを推進するコンプライアンス委員会や倫理委員会の権限を明確にし、コンプライアンス担当理事を設置するなど、責任者や担当者を明確にすることが重要です。

なお、コンプライアンス委員や倫理委員には、法律の専門家等、スポーツ団体外の第三者に關与してもらうことも検討すべきでしょう。

③ 通報窓口の設置

観客席における不当な差別的表現等について、そのすべてをスポーツ団体の関係者が直

合があり、民事において、損害賠償や差止めが認められる場合があります。

¹⁴⁷ 日本サッカー協会の試合運営管理規程：<http://www.jfa.jp/documents/rules/>

日本ラグビーフットボール協会の観戦ガイド：<https://www.rugby-japan.jp/guide/manner/>

接取り締まることは難しいでしょう。そこで、不当な差別的表現等に関する通報窓口を設定することなども検討に値します。

④ 関係者に対するコンプライアンス教育啓発活動

スポーツ団体の役職員、大会関係者を対象とした定期的な研修会等の実施や、パンフレット等の情報資料の配布等が考えられます。

また、処分事案が発生した場合、処分対象者のプライバシーに配慮する必要があるものの、その事実関係や処分内容をスポーツ団体の構成員と共有することも、不祥事案の発生を抑制することに寄与するものと考えられます。

なお、特に政治的表現については、憲法において表現の自由として保障されている人権でもありますので、その点にも配慮する必要があります。スポーツの試合において用いることが不適切な政治的表現であるか否かの判断が難しい場合には、当該政治的表現を一律に禁止するのではなく、その自粛を求めるという立場を採るに留めることが得策であることもあり得ます。

(3) 広報 ～社会からの信頼回復

スポーツ団体は、処分事案が公になった場合、社会からの信頼回復のため、対外的な広報を行う必要があります。処分内容、不祥事が起きた原因と、それを踏まえての再発防止策、スポーツ団体としての謝罪の表明等を広報することが考えられます。

事実関係を公表する場合には、処分対象者のプライバシーに十分に配慮する必要があります。また、不祥事発生後一定期間を経た後での、再発防止策の達成状況を検討し、対外的に情報公開を行うことも重要です。

◆ スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン参照部分

- ・ 37 ページ 「1 コンプライアンス強化全般に関するガイドライン (2) 法令遵守」¹⁴⁸
- ・ 41 ページ 「1 コンプライアンス強化全般に関するガイドライン (4) NF 組織運営におけるフェアプレーガイドラインの遵守」¹⁴⁹
- ・ 45 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (1) コンプライアンス推進組織の設置」¹⁵⁰
- ・ 63 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (2) 司法機関(懲罰制度、紛争解決制度)の構築」¹⁵¹
- ・ 121 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (3) 危機管理体制・不祥事対応体制の構築」¹⁵²
- ・ 129 ページ 「3 コンプライアンス強化のための教育に関するガイドライン (1) スポーツ団体役職員向け[組織マネジメント]のコンプライアンス教育の実施」¹⁵³
- ・ 143 ページ 「3 コンプライアンス強化のための教育に関するガイドライン (2) 選手・指導者向け[フィールドマネジメント]のコンプライアンス教育の実施」¹⁵⁴

◆ NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン参照部分

- ・ 125 ページ 「5 NF の懲罰、紛争解決に関するフェアプレーガイドライン (1) 懲罰制度、紛争解決制度の構築」¹⁵⁵

¹⁴⁸ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_04.pdf

¹⁴⁹ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_04.pdf

¹⁵⁰ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf

¹⁵¹ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf

¹⁵² http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf

¹⁵³ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_06.pdf

¹⁵⁴ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_06.pdf

¹⁵⁵ http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_08.pdf

- ・ 172 ページ 「7 NF のインテグリティ(高潔性)に関するフェアプレーガイドライン (4) 暴力の根絶、セクハラ・パワハラ¹⁵⁶の禁止」
- ・ 185 ページ 「8 NF の危機管理に関するフェアプレーガイドライン (2) 不祥事発生時の対応」¹⁵⁷

¹⁵⁶ http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_10.pdf

¹⁵⁷ http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_11.pdf

類型7-4) スポーツ・インテグリティ(高潔性)に問題がある場合 ～アンチ・ドーピング

◆ 事例① (うっかりドーピング)

<事例>

ある選手が、医師からかぜ薬を処方されたところ、そのかぜ薬に世界アンチ・ドーピング規程(いわゆるWADA規程)禁止表に記載された禁止物質(特定物質)が含まれていたため、その後行われたドーピング検査で陽性となってしまいました。

当該選手は、医師に、自分がドーピング検査の対象になることを伝えていませんでした。

スポーツ団体として、このような事案の再発を防止するために、どのようなことに留意すべきでしょうか。

◆ 対応のポイント

日本では、自らがドーピング検査を受ける対象者であるにもかかわらず、禁止物質を含有する医薬品等を誤って摂取してしまうことにより、アンチ・ドーピング規則に基づく処分を受けてしまう事例(以下「うっかりドーピング事例」といいます)が発生しています。

こうした事例は、本来、選手、サポートスタッフが必要な注意を尽くしていれば、防げたはずの事例といえ、それにもかかわらず必要な注意を怠ったがために、アンチ・ドーピング規則となってしまうことは避けるべきです。

そこで、スポーツ団体としては、選手やサポートスタッフに対し、「うっかりドーピング事例」とならないよう、アンチ・ドーピングに関する教育・啓発活動を実施することが必要です。

◆ コンプライアンス強化のための実践案

(1) スポーツ団体内のアンチ・ドーピング体制の確立

ドーピング違反の発生については、日本のスポーツ団体においては、まだまだスポーツ団体内のアンチ・ドーピング委員会などの機能が不十分な場合があります。

そこで、以下のような点を中心に、アンチ・ドーピング委員会などアンチ・ドーピング体制を強化する必要があります。

① 最新のアンチ・ドーピング情報の入手

アンチ・ドーピングに関する知見は随時更新されているため、スポーツ団体には、日本アンチ・ドーピング機構(JADA)が毎年開催している加盟団体連絡会議に参加したり¹⁵⁸、自ら世界アンチ・ドーピング機関(WADA)や JADA のウェブサイトにアクセスしたりするなどして、最新のアンチ・ドーピング情報を収集することが求められます。

特に、WADA が、毎年1月1日に発効する禁止表国際基準(禁止表リスト)は、前年の9月～10月頃には公開されていますので、前年度からの変更点を確認し、選手に対し、最新の禁止表リストの情報を提供することが望ましいといえます¹⁵⁹。

例えば、以下のスポーツ団体では、禁止表リストに新たに掲載された物質に関する情報を積極的に提供しており、その取組みは、他のスポーツ団体でも参考にすべきです。

・日本陸上競技連盟¹⁶⁰

¹⁵⁸ 日本アンチ・ドーピング機構「加盟団体連絡会議資料」<http://www.playtruejapan.org/code/members/>

¹⁵⁹ 過去には、禁止方法(静脈内注入)の要件が、2006年禁止表リストから2007年の禁止表リストにおいて変更されたことに起因して、ドーピング紛争が生じた事例(CAS 2008/A/1452 Kazuki Ganaha v/ Japan Professional Football League)、前年まで禁止表では禁止物質として記載されていなかった物質(メルドニウム)が新たに2016年禁止表リストに加わったことにより、アンチ・ドーピング規則違反を問われた事例があります(CAS 2016/A/4643 Maria Sharapova v. International Tennis Federatio)。

¹⁶⁰ 日本陸上競技連盟「2017年禁止表国際基準掲載の「ヒゲナミン」について」(2016年12月15日)
http://www.jaaf.or.jp/pdf/about/resist/medical/20161215_2.pdf

② 公認スポーツファーマシストへの相談の徹底

公認スポーツファーマシストとは、JADA が定めるアンチ・ドーピングに関する課程を修了した、最新の知識を有する専門の薬剤師をいいます。スポーツ団体としては、自らに所属する選手に対し、医薬品を摂取する場合は、必ず公認スポーツファーマシストに相談するよう、周知徹底することが必要です。

なお、JADA は、禁止表国際基準に対応した医薬品の成分や商品の検索システムである Global DRO JAPAN サイトを運営していますが、Global DRO JAPAN サイトは、すべての商品や成分が掲載されているわけではありませんので、医薬品の服用は、やはり公認スポーツファーマシストに相談する方が安全といえます。

(2) 選手に対するコンプライアンス教育

① 選手に求められる責務の周知徹底

いわゆる「うっかりドーピング」と言われる事例のほとんどは、選手が本来行うべきことを行わなかったことを原因とする違反事例です。

例えば、日本アンチ・ドーピング規程(いわゆる JADA 規程)には、選手に関し、以下の義務が定められています。

- ・医療従事者に対し、自らに対する禁止物質の投与が禁止されていることを伝達する義務

この義務に鑑み、スポーツ団体としては、選手に対し、研修会や広報資料などで、医療従事者から医薬品の処方を受ける場合は必ず自らに対する禁止物質の投与が禁止されることを伝えるよう、周知すべきです¹⁶¹。

過去には、大学生の選手など、競技レベルが急激に上がった選手が、アンチ・ドーピングに関する研修を受けずにドーピング検査の対象となり、アンチ・ドーピング規則違反となってしまう事例が存在しています。スポーツ団体としては、トップレベルの選手だけでなく、若年層の選手に対する教育・啓発活動を行うことも重要といえます。

¹⁶¹ スポーツ団体は、JADA 規程に基づき、選手が、自己の権利と責務を理解できるように、アンチ・ドーピングに関する情報提供、啓発、教育プログラムを整備し、これを実施する義務を負っています(JADA 規程 23.13 項)。

② 過去のうっかりドーピング事例の活用

JADA 規程の適用の有無を判断する日本アンチ・ドーピング規律パネル決定の報告によれば、いわゆる「うっかりドーピング事例」には、以下のような事例が含まれています。

- ・医師の処方によらず、薬局で購入した薬を服用したところ、その薬に禁止物質が含有されていた事例
- ・配偶者の勧めにより、子どものために処方されていた薬を服用したところ、その薬に禁止物質が含有されていた事例
- ・かねてから選手が診察を受けていた医師から薬を処方されたところ、自らが禁止物質の投与が禁止されていることを告げなかったために、その薬に禁止物質が含有されていた事例

このような過去の「うっかりドーピング事例」を見ると、アンチ・ドーピング規則違反となるリスクをはらんでいる行為を具体的に知ることができます。

選手やサポートスタッフに対し、現実感をもって、アンチ・ドーピング規則違反のリスクを伝える上では、こうした過去の日本アンチ・ドーピング規律パネル決定の報告を活用することが有効です。

◆ 事例②（故意のドーピング）

<事例>

あるスポーツ団体において、選手が、アンチ・ドーピング規則に故意に違反し、2年間や4年間といった長期間の資格停止処分を受けたり、同一の選手がアンチ・ドーピング規則に複数回違反したりする事例が後を絶ちません。

当該スポーツ団体としては、自らの競技における公正なスポーツ環境を守るために、どのような対策を講じたらよいでしょうか。

◆ 対応のポイント

日本は、年間約 6000 件の検体採取数に対し、アンチ・ドーピング規則違反者は年間 7、8 件に留まっており、国際的に見ても、違反件数が非常に少ないと言われています。

もっとも、残念ながら、近年日本でも、特定の競技において、選手がアンチ・ドーピング規則に故意に違反したり、同一の選手が複数回、アンチ・ドーピング規則に違反する事例が見受けられます。

このように、特定の競技において、故意のアンチ・ドーピング規則違反や同一選手による複数回のアンチ・ドーピング違反が頻発すれば、当該競技において、公正なスポーツ環境が保護されているとはいえ、当該競技のインテグリティが、大きく脅かされていることとなります。

そこで、このような事例が見受けられるスポーツ団体には、所属選手のアンチ・ドーピング規則違反がこれ以上発生することがないように、選手やサポートスタッフに対する教育・啓発活動を、より一層強化することが求められます。

◆ コンプライアンス強化のための実践案

(1) スポーツ団体内のアンチ・ドーピング体制の確立

ドーピング違反の発生については、日本のスポーツ団体においては、まだまだスポーツ団体内のアンチ・ドーピング委員会などの機能が不十分な場合があります。

日本の中央競技団体は、日本アンチ・ドーピング規程(いわゆる JADA 規程)に準拠したアンチ・ドーピング規範及び規則を採択し、実施することを義務付けられています(同規程 23.1 項)。さらに、国際競技団体の規程の中にも、日本の中央競技団体に対し、アンチ・ドーピング規則を遵守することを義務付ける規定が置かれていることがあります¹⁶²。

そのため、仮に、特定の中央競技団体の選手のアンチ・ドーピング規則違反が頻発した場合、当該中央競技団体の課された義務を遵守していないものとして、当該中央競技団体自身が処分を受ける可能性があります。最悪の場合、違反に関与していない選手の競技大会への参加がかなわなくなる可能性も出てきます。

そこで、中央競技団体としては、違反に関与していない選手の競技大会への参加が妨げられないようにするためにも、当該中央競技団体自身に課されたアンチ・ドーピング規則の実施義務を適切に履行する必要があります。

(2) 選手等に対するコンプライアンス教育の強化

アンチ・ドーピング規則違反が頻発している競技を統括する中央競技団体は、そうではないスポーツ団体以上に、選手等に対する教育・啓発活動を強化する必要があります。

例えば、日本ウエイトリフティング協会は、2017 年 8 月 28 日、日本アンチ・ドーピング機構(JADA)と連名で、国内外におけるアンチ・ドーピング教育・啓発活動に関し、さらに協働していくこと、公正なスポーツの環境の保護を推進することを公表し、教育・啓発活動を強化することを宣言しています¹⁶³。

¹⁶² IWF ANTI-DOPING POLICY 2017、http://www.iwf.net/wp-content/uploads/downloads/2017/06/IWF_Anti-Doping_Policy_2017.pdf

¹⁶³ 「日本ウエイトリフティング協会と日本アンチ・ドーピング機構の国内外におけるアンチ・ドーピング教育・啓発活動による更なる協働」<http://www.playtruejapan.org/wp/wp-content/uploads/2017/08/55bc765140b5e0cfa1fc0ec6e8665e7c.pdf>(2017.8.29)

◆ 事例③（汚染サプリメント）

<事例>

ある選手の尿検体から、世界アンチ・ドーピング規程（いわゆる WADA 規程）禁止表国際基準に記載された禁止物質（非特定物質）が検出されました。

しかし、当該選手は、なぜ、当該禁止物質が、自己の尿検体から検出されたのかがわからないと述べています。他方で、当該選手は、複数のサプリメントを摂取していたことを自認しており、その中には、海外製のサプリメントも含まれていました。

スポーツ団体として、どのように対応すべきでしょうか。また、再発を防止するために、どのようなことに留意すべきでしょうか。

◆ 対応のポイント

昨今、日本では、前述したいわゆる「うっかりドーピング事例」のみならず、「サプリメント汚染事例」（サプリメントの外箱に「禁止物質が含まれていない」などと記載されているにもかかわらず、サプリメントが禁止物質で汚染されていたために、禁止物質が体内に存在してしまう事例）が発生しています¹⁶⁴。

こうした「サプリメント汚染事例」が生じた場合に、選手の主張立証が不十分なために、当該選手に対し、重すぎる資格停止処分が課されてしまうことは、スポーツのインテグリティを脅かすものといえます。

また、近年は、第三者に対する禁止物質の投与事案も発生しており、こちらも選手の主張立証が不十分なために、当該選手に対し、重すぎる資格停止処分が課されてしまう可能性があります。

そこで、当該スポーツ団体としても、選手の立証活動のサポート、再発防止策の実施等、適切な対応を執ることが求められます。

¹⁶⁴ 日本アンチ・ドーピング規律パネル 2016-007 号事案（フットボール）及び同 2016-008 号事案（JSAA-DP-2016-001 号仲裁事案）（自転車）を参照。

◆ コンプライアンス強化のための実践案

(1) 選手の立証活動のサポート

① 手続き概要の説明

選手の尿検体から禁止物質が検出された場合、選手の中には、なぜ自分の尿検体から禁止物質が検出されたのか、さらには今後の手続きがどのように進むのかが分からない者もいるため、とりあえず謝ったら済むと思い、十分な準備を行うことができないまま最初の聴聞期日を迎えてしまうおそれがあります。

そこで、スポーツ団体としては、当惑している選手に対し、サプリメント等の服用状況を確認するとともに、一般的なアンチ・ドーピング規則の概要を説明することが望ましいといえます。

② 選手に対する弁護士活用の示唆

アンチ・ドーピング規則の違反行為や制裁に関する規定は、高度に複雑・専門的な内容になっているため、日本アンチ・ドーピング規律パネルや日本スポーツ仲裁機構(JSAA)において、選手が主張・立証活動を行う上では、アンチ・ドーピング規則に関する専門的知識を有する弁護士の支援を受けることが有益です。そこで、スポーツ団体としては、選手に対し、アンチ・ドーピング規則に関する専門的知識を有する弁護士の活用を勧めることが考えられます。

なお、JSAA は、手続費用支援制度を定めており¹⁶⁵、JSAA のドーピング仲裁手続きにおいて、一事案一当事者あたり、最大で 30 万円(消費税別途)の返還不要の支援金を受けられる可能性があります。そこで、スポーツ団体としては、資力を理由に弁護士の活用をためらう選手がいれば、同制度の利用を勧めることも一案です。

③ 選手の立証活動への協力

日本アンチ・ドーピング規程(いわゆる JADA 規程)の適用の有無を判断する日本アンチ・ドーピング規律パネルにおいては、最初の聴聞会までに、選手の主張を支える証拠資料等を提出することが望ましいとされています¹⁶⁶。

¹⁶⁵ 日本スポーツ仲裁機構「手続費用の支援に関する規則」http://www.jsaa.jp/sportsrule/rule6_170401.pdf

¹⁶⁶ 日本スポーツ仲裁機構「研究報告書『2015 年版 Code 下における「意図的」概念と体内侵入経路の関係』」27 ページ

そこで、スポーツ団体としては、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）の送付する説明文書や日本アンチ・ドーピング規律パネル事務局の助言に基づき¹⁶⁷、選手に対し、選手の体内に禁止物質が存在した理由を証明する資料や、選手の違反に「意図」や（重大な）「過失」がないことを証明するための資料を用意することなどのアドバイスをすることが考えられます。

また、選手が、当該選手の過去の競技歴や過去の検査履歴、当該スポーツ団体におけるアンチ・ドーピングに関する教育活動の程度等の資料提供を求めることがあれば、これに協力することが求められます。

（2）再発防止策の実施 ～スポーツ団体内のアンチ・ドーピング体制の確立

ドーピング違反の発生については、日本のスポーツ団体においては、まだまだスポーツ団体内のアンチ・ドーピング委員会などの機能が不十分な場合があります。「サプリメント汚染事例」によるアンチ・ドーピング規則違反を防ぐためには、「サプリメント汚染事例」を認知したスポーツ団体が、その所属する選手やサポートスタッフ、並びに他のスポーツ団体に対し、禁止物質を含むサプリメントの名称や、当該サプリメントを製造している製造業者の名称を、周知することが望ましいといえます。

例えば、以下のスポーツ団体では、サプリメントに禁止物質が含有されているリスクがあることを積極的に情報提供しており、その取組みは、他のスポーツ団体でも参考にすべきです。

・日本水泳連盟¹⁶⁸

・日本山岳・スポーツクライミング協会¹⁶⁹

¹⁶⁷ 日本の実務上、JADA が違反の疑われる分析報告を送付する際に、選手に対し必要な主張立証を促す措置（詳細な説明文書の同封）が行われています。また、日本アンチ・ドーピング規律パネル事務局においても、選手から問合せがあった場合には、選手に対し適宜助言を行っています（前掲注）日本スポーツ仲裁機構「研究報告書『2015 年版 Code 下における「意図的」概念と体内侵入経路の関係』」26 ページ

¹⁶⁸ 日本水泳連盟、「海外製サプリメント ANAVITE に関する注意喚起」、<https://www.swim.or.jp/upfiles/1506322120-%E6%B5%B7%E5%A4%96%E8%A3%BD%E3%82%B5%E3%83%97%E3%83%A%E3%83%A1%E3%83%B3%E3%83%88ANAVITE%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E6%B3%A8%E6%84%8F%E5%96%9A%E8%B5%B7.pdf>

¹⁶⁹ 日本山岳・スポーツクライミング協会「海外製サプリメント “ANAVITE(アナバイト)” 及びサプリメントの服用について」、http://climbing.jma-sangaku.or.jp/temp_results/kokutai/ehime/pub2/ad.pdf

◆ (参考) 処分基準(スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドラ

イン 別紙6 モデル処分基準¹⁷⁰⁾

VIII ドーピング違反

1. 制裁の主体

日本の多くのスポーツ団体では、アンチ・ドーピング規則違反の場合、WADA 規程及び JADA 規程に基づき、日本アンチ・ドーピング規律パネルによる制裁が課されており、スポーツ団体が独自で制裁を課すことは、想定されていない(一部の団体を除く)。むしろ、スポーツ団体が日本アンチ・ドーピング規律パネルによる制裁に加えて、独自の追加的な制裁を課す場合は、WADA 規程違反が問題となりうる。

2. JADA 規程 2.1 項違反の場合

【標準例】

資格停止期間の原則は、4 年間である。ただし、以下の場合、資格停止期間は 2 年間となる。

- ①違反が特定物質に関連しない場合で、競技者が違反が意図的でなかった旨を立証できた場合
- ②違反が特定物質に関連し、JADA が違反が意図的であった旨立証できない場合

¹⁷⁰ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_12.pdf

<加重・軽減要素の例>

○加重要素

複数回の違反を行った場合

→ より厳格な制裁が課される(JADA 規程 10.7 項)

○軽減要素

過誤又は過失がない場合

・例 第三者から禁止物質を投与されたことを立証した事例

→ 資格停止期間が取り消される(JADA 規程 10.4)

「重大な過誤又は過失」がない場合

・例 サプリメントの外箱に、「禁止物質は入っていません。」との表示があったにもかかわらず、当該サプリメントに禁止物質が混入していた場合

→ 過誤の程度に応じて、資格停止期間が短縮される(JADA 規程 10.5)

◆ スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン参照部分

- ・ 37 ページ 「1 コンプライアンス強化全般に関するガイドライン (2) 法令遵守」¹⁷¹
- ・ 41 ページ 「1 コンプライアンス強化全般に関するガイドライン (4) NF 組織運営におけるフェアプレーガイドラインの遵守」¹⁷²
- ・ 45 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (1) コンプライアンス推進組織の設置」¹⁷³
- ・ 63 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (2) 司法機関(懲罰制度、紛争解決制度)の構築」¹⁷⁴
- ・ 121 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (3) 危機管理体制・不祥事対応体制の構築」¹⁷⁵
- ・ 129 ページ 「3 コンプライアンス強化のための教育に関するガイドライン (1) スポーツ団体役職員向け[組織マネジメント]のコンプライアンス教育の実施」¹⁷⁶
- ・ 143 ページ 「3 コンプライアンス強化のための教育に関するガイドライン (2) 選手・指導者向け[フィールドマネジメント]のコンプライアンス教育の実施」¹⁷⁷

◆ NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン参照部分

- ・ 162 ページ 「7 NF のインテグリティ(高潔性)に関するフェアプレーガイドライン(1) アンチ・ドーピング活動への取組」¹⁷⁸

¹⁷¹ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_04.pdf

¹⁷² http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_04.pdf

¹⁷³ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf

¹⁷⁴ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf

¹⁷⁵ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf

¹⁷⁶ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_06.pdf

¹⁷⁷ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_06.pdf

¹⁷⁸ http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_10.pdf

類型7-5) スポーツ・インテグリティ(高潔性)に問題がある場合

～八百長

<事例>

国際競技団体の調査で、あるスポーツ団体の代表チームの選手が、八百長(敗退行為)に関与していたことが判明しました。

スポーツ団体として、どのように対応すべきでしょうか。また、再発を防止するために、どのようなことに留意すべきでしょうか。

◆ 対応のポイント

スポーツ団体の関係者が敗退行為に関与していた場合は、スポーツ団体として、原因の究明、当事者の処分等適切な対応を採ることが求められます。

八百長行為は、①賭博の結果を左右するために競技結果を不当に歪めるもの(NPBにおける「黒い霧事件」が一例です)や、②本来競技結果によって得られる経済的利益を維持し、分配するために行われるもの(大相撲における互助的な性質の八百長行為が一例です)などがあります。選手、指導者、審判員その他の競技結果に直接または間接に影響を与える地位にある者による八百長行為は、当該競技のインテグリティを著しく低下させるものであります。敗退行為の関与が事実であるとすれば、厳格に処分する必要があります。

その他、③経済的な理由に限らず、敗退行為が行われる場面も考えられます。全ての敗退行為が競技のインテグリティを低下させるとは限りませんが、競技を「みる」者との関係で、選手が期待されるパフォーマンスを行わない結果、競技への信頼、信用が失われることが懸念されます。スポーツ団体としては、大会の規定等が敗退行為を誘導するものではないか、常に検証を繰り返す必要があります。

◆ コンプライアンス強化のための実践案

(1) スポーツ団体としての調査 ～迅速かつ公正な調査

敗退行為への関与の嫌疑が発覚した場合、まず、スポーツ団体として、迅速に事実関係を把握するため、敗退行為に関与した本人や関係者から詳細な事情聴取を行います。

もっとも、スポーツ団体内部の理事等のみが調査を行うと、調査の能力の限界から、事実認定に十分な調査を期待できないことも考えられます。事実認定に十分な調査を行う観点からは、弁護士や大学教員等、専門的な能力を有する者が関与して調査を行う必要があるでしょう。

また、スポーツ団体内部の理事等はもちろん、専門家であっても、従来の人間関係等から、公平かつ中立な調査を行えない可能性があります。公平かつ中立な調査が行われていないとの疑念が生じることは、その後の手続全体の信頼を揺るがせる懸念があります。したがって、公平かつ中立な調査を行う事が可能な人物であるか、調査の前段階、調査の途中、調査の完了時点の全ての段階において検証し、その結果を明示できるようにする必要があると考えられます。

敗退行為の調査は、個別の行為にフォーカスするだけではなく、統計学的な視点で行うことも重要であると考えられます。特定の条件に限ると競技結果が不自然な場合、敗退行為が行われた可能性があるかと疑うだけの理由があります。

(2) 関係者への説明

各種助成金¹⁷⁹を受け取っていた場合には、支給元に対して事件の内容を説明する必要が生じるでしょう。

受領していた助成金について、自主返納をするのか、また、返還を命じられた場合に返還をするのかについても関係者と十分に協議をする必要があります。

(3) 再発防止のための方法の検討

調査の結果を踏まえて、敗退行為が起きた原因の究明や、再発防止のための方法等を検討することも重要です。

賭博との関係でいえば、日本法上賭博が禁止されており、多くのスポーツ団体においては、

¹⁷⁹ 選手・指導者研さん活動助成金やオリンピック選手等強化事業助成等

国内で実施されている競技会が賭博の対象となっている認識に乏しいところです。しかしながら、技術の革新によって、海外で日本の競技会の情報が放映されることも珍しくなくなりました。いつ、どのような競技において八百長行為の働きかけがなされるか、スポーツ団体には予測不能な事態が生じてくる可能性もあります¹⁸⁰。

選手間の互助的な性質をもつ八百長行為については、競技の結果によって得られる経済的利益の差が大きい場面で、又競技の結果の操作が容易な場面で、八百長行為が起りやすいと考えられます。競技の結果の操作の容易性は競技の本質そのものでもあり得るため、是正は困難なことが多いと考えられます。他方、経済的利益の差を必要以上に大きく設定すると、八百長行為へのインセンティブが高くなります。競技活動と経済的利益が結びつく場面は、今後増えてくる可能性が高いと考えられるところ、各スポーツ団体は、経済的利益が選手やチームに与えられる競技会等を実施する場合に、八百長行為へのインセンティブが高まることを自覚して、大会規定等を整備しなければならないと考えられます。

敗退行為は上記に述べるような経済的理由と結びつくことが多いですが、トーナメントにおける対戦相手を自己の希望に沿うように誘導すべく、敗退行為を行った事例などもあります¹⁸¹。これらの敗退行為がすべて競技のインテグリティを低下させると断言することは早計です。たとえば、決勝トーナメントのドロウ、試合会場、選手の疲労度等を意識して、予選トーナメントにおいて勝利を優先せずに、リザーブメンバーを出場させるなど、すべての試合で最大のパフォーマンスを求めないことが、競技における「常識」として許容されている場合もあります。

しかしながら、敗退行為が選手間の競争という競技の本質を歪める可能性があることは否定できません。何よりも、競技を「みる」者との関係で、選手が期待されるパフォーマンスを行わない結果、競技への信頼、信用が失われることが懸念されます。この関係でも、大会規定等の内容が行き過ぎた敗退行為を誘導することのないよう、スポーツ団体は常に検証する必要があるといえます。

(4) 処分の在り方 ～弁明の機会と処分の適正

調査の結果、敗退行為が事実であれば、社会的非難の程度や事案の性質に応じ、敗退行為を行った者に対する処分を行うことになります。

スポーツ団体による処分は、処分の対象者にとって著しい不利益をもたらすので、本人に弁

¹⁸⁰ 例として TIU の活動によって発覚したテニス選手の事案などがあげられます。

<http://www.tennisintegrityunit.com/storage/app/media/Junn%20Mitsuhashi%2016%20May%202017.pdf>

¹⁸¹ 例としてロンドンオリンピックバドミントン競技における無気力試合 (Code of Conduct - Sections 4.5 and 4.16 respectively - with “not using one’s best efforts to win a match” and “conducting oneself in a manner that is clearly abusive or detrimental to the sport”) があげられます。

<http://olympics.bwfbadminton.com/news-single/2012/08/01/london-2012-four-pairs-have-been-disqualified/>

明の機会を与える必要があります。

また、処分を決定する上で重要なことは、問題となっている行為と処分の均衡です。不祥事の内容に比べて、過度に緩やかな、あるいは過度に厳しい処分を課すことは、処分の適正さに疑いを生じさせることになりかねません。処分を決める上でも、調査の場合と同様に、スポーツ団体外の有識者の関与を検討すべきでしょう。

一般論としては、敗退行為は競技及びスポーツ団体のインテグリティを著しく低下させる行為であり、相当重い処分を下すことが検討されるべきものといえます。

スポーツ団体が処分を課す際には、処分の対象となった者に対して、処分の内容とその理由を直接説明します。

当事者が処分に対して不服がある場合には、処分の適法性・妥当性について、公正・中立な立場にある第三者の判断を仰ぐ機会が与えられる必要があります。処分を通知する場合には、あわせて、処分に対する不服申立てができること、そしてその手段についても説明すべきです。

(5) 再発防止策の実施

スポーツ団体内部における不祥事の発生を防ぐためには、常日頃から、次のような方策を講じることが大切です。

① 各スポーツ団体における倫理規定、ガイドラインの作成

敗退行為自体を明確に禁止行為とし、処分基準を設けている例は決して多くないと考えられます。敗退行為はスポーツ団体の信用を毀損することであることは比較的明白であるため、包括規定（「その他等団体の信用を毀損するとき」など）で対応することができるものとは思われますが、可能な限り、明確な規定を定めるべきとも考えられます。

② コンプライアンス委員会や倫理委員会の設置

スポーツ団体の内部において、このような問題が発生しないよう、今後の取組みを推進するコンプライアンス委員会や倫理委員会の権限を明確にし、コンプライアンス担当理事を設置するなど、責任者や担当者を明確にすることが重要です。

なお、コンプライアンス委員や倫理委員には、法律の専門家等、スポーツ団体外の第三者に関与してもらうことも検討すべきでしょう。

③ 相談窓口の設置

法律の専門家やカウンセラー等、スポーツ団体外の第三者の関与も検討すべきでしょう。

④ 関係者に対するコンプライアンス教育啓発活動

スポーツ団体の役職員やコーチ、監督等指導者らを対象とした定期的な研修会等の実施や、パンフレット等の情報資料の配布等が考えられます。特に、敗退行為の働きかけは、いつ、どのような形で行われるか、予測がつかないところです。競技の本質を害さないため、類型を問わず、不当な働きかけに応じないことが重要であることを、広く伝えていく必要があります。

(6) 広報 ～社会からの信頼回復

敗退行為は、スポーツ団体の社会的信用を大きく損ねます。一旦敗退行為が起きてしまった場合、スポーツ団体の社会的信用を回復するため、対外的な広報を行う必要があります。処分内容、不祥事が起きた原因と、それを踏まえての再発防止策、スポーツ団体としての謝罪の表明等を広報することが考えられます。

事実関係を公表する場合には、処分の対象者のプライバシーに十分に配慮する必要があります。また、賭博等の刑事事件に発展し、捜査が進行中の場合には、捜査機関から、情報を公開しないように求められる場合もあるでしょう。

さらに、一定期間を経た後での、再発防止策の達成状況を検討し、対外的に情報公開を行うことも重要です。

◆ (参考) 処分基準(スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドラ
イン 別紙6 モデル処分基準¹⁸²⁾)

V 競技結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為(八百長等)

【標準例】

スポーツ団体に登録のある選手が、自身が参加する試合において八百長行為を働いた。

原則として無期の登録資格停止又は登録資格剥奪とする。

¹⁸² http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_12.pdf

◆ スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン参照部分

- ・ 37 ページ 「1 コンプライアンス強化全般に関するガイドライン (2) 法令遵守」¹⁸³
- ・ 41 ページ 「1 コンプライアンス強化全般に関するガイドライン (4) NF 組織運営におけるフェアプレーガイドラインの遵守」¹⁸⁴
- ・ 45 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (1) コンプライアンス推進組織の設置」¹⁸⁵
- ・ 63 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (2) 司法機関(懲罰制度、紛争解決制度)の構築」¹⁸⁶
- ・ 121 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (3) 危機管理体制・不祥事対応体制の構築」¹⁸⁷
- ・ 129 ページ 「3 コンプライアンス強化のための教育に関するガイドライン (1) スポーツ団体役員向け[組織マネジメント]のコンプライアンス教育の実施」¹⁸⁸
- ・ 143 ページ 「3 コンプライアンス強化のための教育に関するガイドライン (2) 選手・指導者向け[フィールドマネジメント]のコンプライアンス教育の実施」¹⁸⁹

◆ NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン参照部分

- ・ 166 ページ 「7 NF のインテグリティ(高潔性)に関するフェアプレーガイドライン(2) スポーツの結果に影響を及ぼす不正行為の防止」¹⁹⁰

¹⁸³ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_04.pdf

¹⁸⁴ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_04.pdf

¹⁸⁵ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf

¹⁸⁶ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf

¹⁸⁷ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf

¹⁸⁸ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_06.pdf

¹⁸⁹ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_06.pdf

¹⁹⁰ http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_10.pdf

【参考文献】

- ・ 山崎卓也「Integrity 問題の法的な論点整理と国際的傾向」『スポーツ法学会年報』20 号 42 ページ。
- ・ 望月浩一郎「大相撲における Integrity 問題－八百長問題を中心に－」『スポーツ法学会年報』20 号 53 ページ。

類型7-6) スポーツ・インテグリティ(高潔性)に問題がある場合

～スポーツ事故

<事例>

指導者が現場にいない練習中に重傷事故が生じていたにもかかわらず、スポーツ団体に報告がなされないまま半年間放置されている事案が判明しました。

スポーツ団体として、どのように対応すべきでしょうか。また、再発を防止するために、どのようなことに留意すべきでしょうか。

◆ 対応のポイント

スポーツには、回避できない事故と回避できる事故があります。まず、回避できる事故を起こさないよう、最大限の注意を払わせなければなりません。

また、回避できない事故を減らすためには、事故情報を集約し、原因を究明し、情報を共有することが不可欠です。その意味で、スポーツ団体が説明責任を果たすことが極めて重要な意味を有します。

そのため、回避できる事故を起こした指導者に対しては、処分を科す必要があるか、検討の必要があります。また、それ以上に、回避できる、できないにかかわらず、事故情報の報告を怠ることは、説明責任を阻害する極めて重大な違反行為といえ、事故を起こしたことと同等か、又はそれ以上に厳正な処分を科す必要があります。

事故に関する不祥事の再発防止策は、事故情報の分析と公表に他なりません。その意味で、事故情報の報告を促すという観点から、回避できる事故を起こした指導者を全て処分することが適切かどうか、議論の余地があります。

◆ コンプライアンス強化のための実践案

(1) スポーツ団体としての調査 ～事故情報の報告の義務付け

スポーツには、回避できない事故と回避できる事故があります。

回避できる事故を起こさないよう、最大限の注意を払わせなければなりません。しかしながら、最大限の注意とはどのようなものか、選手や指導者が具体的に理解できるものばかりとはいえません。

他方、回避できない事故を減らすためには、事故情報を集約し、原因を究明し、情報を共有することが不可欠です。

以上から、回避できる事故との関係でも、回避できない事故との関係でも、スポーツ団体が説明責任を果たすことが極めて重要な意味を有します。そして、スポーツ団体が説明責任を果たすために、選手や指導者からの事故情報の報告が極めて重要な意味を持つこととなります。

まずは、スポーツ団体の規定に、事故が起こった場合に直接、又は加盟団体を通じて、スポーツ団体に発生した事故の概要が報告されるよう、選手、指導者等の登録者に義務付け、これを実効的に運用することが必要不可欠です。

(2) 処分の在り方 ～弁明の機会と処分の適正

スポーツ団体による処分は、処分の対象者にとって著しい不利益をもたらすので、本人に弁明の機会を与える必要があります。

また、処分を決定する上で重要なことは、問題となっている行為と処分の均衡です。不祥事の内容に比べて、過度に緩やかな、あるいは過度に厳しい処分を課すことは、処分の適正さに疑いを生じさせることになりかねません。処分を決める上でも、調査の場合と同様に、スポーツ団体外の有識者の関与を検討すべきでしょう。

上記のように、事故情報の報告は、説明責任の根幹をなします。そのため、事故情報の報告を躊躇させるほどに、すべて事故を起こした者を厳格に処分することは、却って問題といえます。それよりは、事故情報の報告を怠った者に対し、厳格な処分を科すことの方が、将来の同種事案の抑止の観点からしても重要であると考えられます。

スポーツ団体が処分を課す際には、処分の対象となった者に対して、処分の内容とその理由を直接説明します。

当事者が処分に対して不服がある場合には、処分の適法性・妥当性について、公正・中立な立場にある第三者の判断を仰ぐ機会が与えられる必要があります。処分を通知する場合

には、あわせて、処分に対する不服申立てができること、そしてその手段についても説明すべきです。

(3) 再発防止策の実施

スポーツ団体内部における不祥事の発生を防ぐためには、常日頃から、次のような方策を講じることが大切です。

① 各スポーツ団体における倫理規定、ガイドラインの作成

事故情報の報告義務違反を明確に禁止行為とし、処分基準を設けている例は決して多くないと考えられます。可能な限り、明確な規定を設けることを検討してもよいと考えられます。

② コンプライアンス委員会や倫理委員会の設置

スポーツ団体の内部において、このような問題が発生しないよう、今後の取組みを推進するコンプライアンス委員会や倫理委員会の権限を明確にし、コンプライアンス担当理事を設置するなど、責任者や担当者を明確にすることが重要です。

なお、コンプライアンス委員や倫理委員には、医師等、事故の機序や原因を科学的に分析することができるスポーツ団体外の第三者の関与も検討すべきでしょう。

③ 相談窓口の設置

事故の被害者は身体的精神的に大きな負担を被っていることから、相談窓口を設立し、カウンセラー等、スポーツ団体外の第三者の関与も検討すべきでしょう。

④ 関係者に対するコンプライアンス教育啓発活動

スポーツ団体の役職員やコーチ、監督等指導者らを対象とした定期的な研修会等の実施や、パンフレット等の情報資料の配布等が考えられます。上述の通り、事故が起こることは織り込んだうえで、まず報告義務を果たすよう、繰り返し啓発する必要があるところです。

(4) 広報 ～社会からの信頼回復

事故は、競技にとってネガティブなイメージを与えるものです。回避できる事故、回避できない事故のいずれについても、公表を躊躇したくなる思いは理解できるところです。

しかしながら、学校事故に関してはデータベースが公表されており、ある程度の概数が出る状況にあること、上述のように将来の事故を回避するうえでは過去の事故に学ぶことが多くあることから、報告を受けた事故情報は、なるべく公表するべきであると考えます。

事実関係を公表する場合には、被害者のプライバシーに十分に配慮する必要があります。また、刑事事件に発展し、捜査が進行中の場合には、捜査機関から、情報を公開しないように求められる場合もあるでしょう。

さらに、一定期間を経た後での、再発防止策の達成状況を検討し、継続的に情報公開を行うことも重要です。

◆ (参考) 処分基準(スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドラ

イン 別紙6 モデル処分基準¹⁹¹⁾

VII 報告義務違反

【標準例】

指導者が不在中の練習において事故が発生し、選手が傷害を負ったにもかかわらず、当該チームの責任者(指導者等)が当該事故に関しスポーツ団体に対する報告を怠った。

戒告、けん責、罰金又は有期の登録資格停止[短・中期: 1か月以上3か月以下]とする。

¹⁹¹ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_12.pdf

◆ スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン参照部分

- ・ 37 ページ 「1 コンプライアンス強化全般に関するガイドライン (2) 法令遵守」¹⁹²
- ・ 41 ページ 「1 コンプライアンス強化全般に関するガイドライン (4) NF 組織運営におけるフェアプレーガイドラインの遵守」¹⁹³
- ・ 45 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (1) コンプライアンス推進組織の設置」¹⁹⁴
- ・ 63 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (2) 司法機関(懲罰制度、紛争解決制度)の構築」¹⁹⁵
- ・ 121 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (3) 危機管理体制・不祥事対応体制の構築」¹⁹⁶
- ・ 129 ページ 「3 コンプライアンス強化のための教育に関するガイドライン (1) スポーツ団体役職員向け[組織マネジメント]のコンプライアンス教育の実施」¹⁹⁷
- ・ 143 ページ 「3 コンプライアンス強化のための教育に関するガイドライン (2) 選手・指導者向け[フィールドマネジメント]のコンプライアンス教育の実施」¹⁹⁸

◆ NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン参照部分

- ・ 49 ページ 「1 NF 運営全般に関するフェアプレーガイドライン(2) 法令遵守」¹⁹⁹
- ・ 177 ページ 「7 NF のインテグリティ(高潔性)に関するフェアプレーガイドライン(5) 安

¹⁹² http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_04.pdf

¹⁹³ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_04.pdf

¹⁹⁴ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf

¹⁹⁵ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf

¹⁹⁶ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf

¹⁹⁷ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_06.pdf

¹⁹⁸ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_06.pdf

¹⁹⁹ http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_04.pdf

全性の確保」²⁰⁰

【参考文献】

- ・ 日本スポーツ振興センター『学校事故事例検索データベース』²⁰¹
- ・ スポーツ安全協会『スポーツ安全協会要覧 2016-17』²⁰²

²⁰⁰ http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_10.pdf

²⁰¹ https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/anzen_school/tabid/822/Default.aspx

²⁰² http://www.sportsanzen.org/content/images/about_us/yoran.pdf